

2017（平成29年）年10月3日

秋田刑務所長

五十嵐 定一 殿

秋田弁護士会

会長 三浦 広久

## 勸告書

当会は、申立人 A（以下「申立人」といいます。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会における調査の結果、貴所に対し、以下のとおり勸告します。

### 記

#### 第1 勸告の趣旨

貴所が2016年（平成28年）8月5日に申立人を保護室に収容したこと及び同申立人に手錠を使用するなど保護室に連行した時の態様は、刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律78条及び79条が規定する要件を充たしておらず、申立人の人身の自由を侵害するものであるから、二度とこのようなことがないよう勸告します。

#### 第2 勸告の理由

##### 1 本件申立ての趣旨

申立ての趣旨は、①保護室収容要件を充たしていないにもかかわらず、申立人を保護室に収容しており、人権侵害である、②保護室

に収容する際の連行態様が人権侵害にあたる， というものである。

## 2 調査経過

### (1) 申立人からの書面

当会宛の2016年（平成28年）10月26日付申立人の手紙には，申立人の事実に関する主張が詳細に記されているところ，その主張の概要は以下のとおりである。

ア 申立人は，平成28年8月5日，秋田刑務所2棟1階43室に収容されていたところ，午前10時前後に異臭を感じて体調が悪くなった。当時，同階45室で塗料が使用されており，その臭気のように感じられた。体調が回復しなかったため，職員を呼ぶことにした。

そのうち，刑務官（以下「本件刑務官」という。）がやってきたため，臭気を感じて体調が悪くなったこと及び診察を受けたいことを告げると，本件刑務官は，医務課に連絡するから待つように指示した。

イ 午前11時過ぎに，本件刑務官が給湯で43室に来たので，申立人が診察はどうなったかを尋ねると，「診察など知らない」旨の発言をされたため，申立人は，抗議のために扉を叩いた。扉をたたいたのは数十秒程度である。

ウ すると，刑務官達が大挙して駆けつけた。このとき，申立人は，既に扉を叩いておらず，扉を叩いて体調が悪くなり居室にうずくまっていた。刑務官達はそのような申立人を居室から無理矢理引っ張り出した。

エ 刑務官達は，申立人の四肢をつかみ，顔を下向きにした姿勢でつりあげ，保護室へと連行しようとした。途中，つかまれた腕が痛かったので，「痛い」と声をあげたが，連行は止めなかつ

た。痛みに耐えきれず、反射的に体をよじると、申立人の左腕をつかんでいた看守部長が「暴れています」と声をあげて、その場で床面におろされ、後手に手錠をかけられた。

その後、申立人は、再び同じ姿勢でつり上げられ、連行された。途中、手錠が両手首に食い込んで、痛みは大きくなり、「痛い痛い」と叫び続けたが、連行は止められなかった。

オ 申立人は、痛みから逃れるため、申立人の右前方を支えていた刑務官の腕をかじった。ようやく、申立人は、その場で床面におろされ、自力で歩行するよう指示され、保護室に収容された。

カ 保護室収容は、8月10日午前まで続いた。

キ ①申立人は、居室にいる時点で騒音発生を止めており、保護室収容要件にはあたらない。②仮に収容する必要があったとしても、車椅子、担架等を使用すれば、申立人に苦痛を与えることなく連行が可能であった。

## (2) 秋田刑務所長による照会回答

当委員会は、2017年（平成29年）3月7日付で、秋田刑務所長に対し事実確認のため照会を行ったところ、同月22日付で、秋田刑務所長から回答があった。

回答内容は、概要以下のとおりである。

ア 平成28年8月5日、申立人は担当職員に、塗料の臭いで気持ちが悪くなったなどの申出をした。担当職員は①申立人の顔色等を観察し、必要があれば医務課に連絡することとしていたが、緊急に診察を実施する必要性が感じられなかったこと、②申立人から診察を希望する旨の申出がなかったことに照らして、結果的に、同日中に医師が診察することはなかった。なお、居

室棟の窓を開けて十分な換気を行っていた。

イ 同日午前11時41分頃、担当職員が申立人に願箋を交付すると、申立人は、「医務はどうなったんです。医務はどうなったんです」等と申し出てきたため、担当職員が医務を呼んでいない旨を返答したところ、申立人は大声で「何で呼ばないんですか」と叫びながら立ち上がり、右足で扉を1回足蹴りしたことから、担当職員が大声や騒音を発しないように制止するも、申立人は両手拳で交互に連続して扉を殴打して騒音を発し続けた。

ウ 保護室への連行時、申立人は脱力してその場から立とうとしなかったため、指揮者が申立人の両腕、両足及び腰付近を職員に抱えるよう指揮し、職員6名で申立人の両腕、両足及び腰部を両手で抱えてうつ伏せの状態にして持ち上げて連行した。

すると、申立人が「痛い痛い痛い」と大声で連呼し始め、全身を上下に波打つようにくねらせて抵抗し、指揮者が一旦連行を止めた。なお、この抵抗の際に、職員が抱えていた右腕を引き抜くなどしたため、他人に危害を加えるおそれがあると判断し、第一種の手錠（金属手錠）を両手後ろに使用した。

その後、申立人に自力歩行するよう指示するも、申立人は「痛い」としか答えず、自力歩行に応じなかったため、再び職員5名が申立人の各所を抱え、うつ伏せの状態を持ち上げて保護室まで連行した。

エ 申立人は、同月5日午前11時47分から同月10日午前8時57分まで保護室に収容された。申立人は、保護室収容後も手を叩く、保護室内の窓・扉・壁などを叩き続け、ペットボトルを壁や天井などに投げつけたり、放歌や口笛などによって騒音を発し続けた。また、職員が心情の安定を図るために声掛けを試みるも、無視したり、「うるさい」と放言するなどして一切

応じず、保護室への収容要件が継続して存在していた。

### (3) 争いのない事実

申立人及び相手方からの事実確認調査の結果、以下の事実は、優に認めることができる。なお、その余の事実は、申立人及び相手方の主張が対立しており、客観的な証拠も存在しないため、認定することができない。

ア 平成28年8月5日頃、申立人の収容された居室近くで塗料が使用されていた（争いなし）。

イ 同日午前11時頃、申立人が本件刑務官に対して、医務はどうなったのか等と尋ね、本件刑務官が医務の対応をしていない趣旨の回答をした（争いなし）。

ウ 申立人は、上記回答を聞き、抗議の意思を持ち、連続して扉を殴打して騒音を発した。（なお、申立人は、「扉をたたいたのは数十秒程度」と主張しており、刑務所側は、「両手拳で交互に連続して扉を殴打して騒音を発し続けた」と主張しているところからすれば、被告人が連続して扉を叩いていた事実は優に認められる）。

エ すると、刑務所職員らが申立人の居室に複数名で駆けつけてきた。このとき、職員らは申立人を連行しようとしたが、申立人は脱力してうずくまり立ち上がらなかった（争いなし）。

オ その後、職員らは、申立人の両腕、両足及び腰部を両手で抱えてうつ伏せの状態にして持ち上げて連行した（争いなし）。

カ 連行の途中、申立人は「痛い」などと発言し、体を動かして抵抗した。抵抗の結果、申立人は、途中で両手後ろに第一種の手錠（金属手錠）をかけられた（争いなし）。

その後、再び、職員らは、申立人の両腕、両足及び腰部を両

手で抱えてうつ伏せの状態にして持ち上げて連行し、保護室に収容した（争いなし）。

キ 申立人は、同月 5 日午前 11 時頃から同月 10 日午前まで保護室に収容された（争いなし）。

### 3 検討結果

#### (1) 申立事項①（保護室収容要件の充足性）について

##### ア 条文

日本国憲法 13 条、18 条、31 条の保障する人身の自由は、重要な人権であり、被収容者にも及ぶことは当然であるから、公共の福祉に反しない限り最大限尊重をされなければならない。したがって、被収容者の人権に対する制約は、収容目的を達成するために必要性最小限度にとどまるものでなければならない。

このような人身の自由の重要性を受けて、刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律（以下「法」という。）は、保護室収容の要件の 1 つとして、79 条 1 項 2 号イで、「刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するときに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるときには、保護室へ収容することができる」旨を規定している。

##### イ 法 79 条の趣旨（「逐条解説 刑事施設収容法」より）

被収容者は、「居室」を基本的な生活の場としつつ、目的や状況に応じて浴室・運動場・作業場等に移動し、その場に応じた様々な行動をするという生活を送っている。

居室をはじめ、浴室・運動場・作業場等は、物品の存在や設備の構造上、著しい興奮状態や精神的不安定により自傷のおそれがあったり、大声を発するなど刑事施設の規律及び秩序を著

しく害する行為に及んだりするため、そのような精神的に不安定な被収容者を収容する場所として不適當な場合がある。

そのため、被収容者の鎮静及び保護にあてるための特別の設備及び構造を有する独居房として「保護室」が設けられた。

しかし、保護室への収容は、居室等の被収容者の基本的な生活環境に比して被収容者の生活環境を劣化させる面がある。現に、保護室は、居室に比べて狭く、窓が小さく、備品等がないことなどに照らせば、被収容者に強度の拘禁感や圧迫感等を感じさせ、その心身に重大な影響を与えるおそれがある。

そのような「保護室」の特異性に照らして、その収容の要件等について、法律上明確にするために法79条が規定された。

#### ウ 保護室収容の要件の充足性の判断

㊦ 前記のとおり、保護室への収容は、特異な収容形態であり、被収容者の心身に重大な影響を与えるおそれもあることからすれば、保護室収容の要件の充足性の判断は、厳格に行われるべきである。

法79条は、自身を傷つけるおそれがあるとき（1号）、及びそれ以外の場合（2号）を分けており、2号の場合には、イないしハの要件を充たして、さらに「刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」という要件を加重している。

このように2号について要件が加重されている理由は、イないしハの場合は「それが不安定な精神状態に起因するものか否か、するとしてもどの程度の状態によるものかが様々であることから、被収容者の精神状態が著しく不安定であって、手がつけられないような場合に限る趣旨」とであると解されている（「逐

条解説 刑事施設収容法」より)。

- ④ また、法79条4項が、「刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止しなければならない」と規定していることから、保護室への収容は、時限的な処遇であると解される。

したがって、懲罰とは異なり、保護室収容の要件の充足性の判断は、継続的になされなければならない、2号においては「刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するときに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要がある」状況が、保護室収容時まで継続していなければならないと解すべきである。

- ⑤ なお、念のため述べておくが、必要もないのに扉を叩いて損壊しようとしたり、必要もないのに大声を発して刑務官を罵倒したりする行為を被収容者が行った場合、それが被収容者の著しく不安定な精神状態に由来するものであれば保護室収容が可能であるが、そうでない場合は、懲罰等の対応がありうるのは格別、保護室収容はできないと解される。

即ち、保護室収容要件と懲罰等による閉居罰要件は、要件も手続きも異なるのであって、刑務所は法の条文・趣旨に照らして適切に使い分けることが求められているのである。保護室収容の本来的目的は、被収容者の精神的安定を図ることにあり、それ以外の目的(典型的には懲罰目的)で使用することは許されない。

## エ 本件についての検討

- ⑦ 1号該当性



前記2(3)のとおり、申立人は自傷行為をしていたわけではなく、刑務所の扉を叩いたにすぎないのであるから、申立人の精神状態が著しく不安定で自傷のおそれがある場合に該当するとは言えない。

#### ④ 2号イ該当性

前記2(3)のとおり、刑務所の扉を連続して叩いていたのだから、2号のイ「刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき」に該当するかどうかを検討する必要がある。

確かに、扉を連続して叩いている以上、「騒音」を発していると解することはできる。

しかしながら、刑務所職員らが申立人の居室に複数名で駆けつけてきた際には申立人はうずくまっている以上、その時点で扉を叩くのは止めていたと考えられ、「刑務官の制止に従わず」騒音を発していたと言えるのかについて疑問が残る(この時点でイの要件を充たさなくなり、保護室収容の必要性が消失したと理解できる)。その点に加えて、申立人が扉を叩いたのは、本件刑務官が医務の対応をしていないことに対する抗議を理由とするものであり、必ずしも著しい精神的不安定さに起因するものとはいえない。

既に述べたとおり、保護室収容は被収容者の精神的不安定を理由に行われる特別な収容形態であることに照らせば、2号イの場合における「刑事施設の規律及び秩序を維持するために特に必要があるとき」の解釈については、被収容者の精神状態が著しく不安定であって、手がつけられず、刑務官が制止しても大声又は騒音を発するのを全く止めない場合に限ると解すべきである。

したがって、本件においては、申立人が扉を連続して叩いていたとしても、扉を叩くに至った経緯に照らして、それが申立人の不安定な精神状態に由来するものだと考える合理的な根拠がなく、むしろ精神状態は問題ない申立人が抗議のために扉を叩いたと考えるのが自然であり、しかも刑務所職員らが申立人を保護室へ連行することになり申立人が居室内でうずくまって立ち上がらなかった時点においては騒音を発するのを止めていたのだから、法79条2号イの要件を充足していないと解するのが相当である。

㊦ 2号ハ該当性

前記2(3)のとおり、刑務所の扉を連続して叩いていたのだから、2号のハ「刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は破損するおそれがあるとき」に該当するかどうかを検討する必要がある。

確かに、扉を連続して叩いているのだから、当該扉を破損するおそれがあると言えないことはない。

しかしながら、繰り返し述べているとおり、保護室収容は被収容者の精神的不安定を理由に行われる特別な収容形態であるから、刑事施設の設備等が壊されそうだから直ちに保護室に収容できるわけではなく、あくまでもその損壊行為が被収容者の著しく不安定な精神的状態に由来するものでなければならない。したがって、2号ハの場合における「刑事施設の規律及び秩序を維持するために特に必要があるとき」とは、被収容者の損壊行為が、被収容者の著しく不安定な精神状態に起因しており、保護室に収容しなければ、当該精神状態を安定させることができない場合と解するべきである。

この点、既に述べたとおり、申立人が扉を連続して叩いた点については、扉を叩くに至った経緯に照らして、精神状態に問題はない申立人が抗議のために扉を叩いたと考えるのが自然である。現に刑務所職員が駆けつけた時点ではうづくまって扉を叩くのを止めていたのだから、扉を叩くという損壊のおそれのある行為について、申立人の精神状態が著しく不安定だったからだと判断することはできない。よって、法79条2号ハの要件を充足しないと解するのが相当である。

㊦ 結論

以上のとおり、本件においては、秋田刑務所が申立人を保護室に収容する要件を充たしていなかったと解さざるを得ず、要件を充たさないのに保護室に収容したことは、憲法が保障する人身の自由を侵害したものと言える。

(2) 申立事項②（保護室連行時の態様）について

ア はじめに

前記(1)のとおり、既に保護室収容の要件は充足しなくなったのだから、保護室へ連行したこと自体が違法であるが、申立人は保護室連行時に手錠を使用したことなど連行時の態様も人権侵害であると主張している。

イ 保護室連行時の態様に対する法規制

そもそも保護室へ連行する時の態様は、様々な方法（手をつないで連れて行く、車椅子や担架に乗せて連れて行く、被収容者の四肢をつかんで連れて行くなど）がありうるところである。

そして、保護室の収容要件である法79条1項1号、2号ロ・ハの文言と法78条1項2号・3号の文言に照らせば、収容す

るにあたって、捕縄や手錠を使用して拘束することが認められる場合もある（捕縄や手錠を使用できるか否かは、法78条による）。

したがって、保護室へ連行する時の態様は、結局のところ、当時の被収容者の様子・態度・言動と当該収容態様を比較して、「合理的に必要と判断される限度」つまり比例原則を充足するかどうかによって、その適法・違法が判断されるというべきであり、手錠等を用いる場合は法78条を充足するかどうかを別途検討しなければならない。

#### ウ 本件についての検討

- ⑦ 保護室に連行するとなった時点において申立人が居室において脱力してうずくまっているという状況であった。したがって、この時点において、前述のとおり、保護室収容の必要性も消失しており、仮にあったとしても他人に危害を加えたり、刑事施設の設備等を破壊したりするような状況にもなかった。

それにもかかわらず、刑務所職員らは、申立人の両腕、両足及び腰部を両手で抱えてうつ伏せの状態にして持ち上げるという申立人の行動の自由を奪う方法を採用しており、明らかに必要性を超えた範囲の有形力の行使をしているといえる。

したがって、前記時点におけるこのような保護室への連行態様は、明らかに違法であり、憲法の保障する人身の自由を侵害するものである。

なお、上記のような状況を踏まえれば、このような態様自体が違法であるから、仮にそれ以後に申立人が抵抗したとしても、それは比例原則に反する行為に対する抵抗という評価ができるから、保護室連行時の態様の適法性の判断の考慮要素としな

い。

- ① また、本件においては、保護室連行の途中で手錠が使用されているため、手錠の使用が人権を侵害していないかどうかも問題となる。

手錠の使用については、法78条が規定しており、刑務所側は、申立人が「全身を上下に波打つようにくねらせて抵抗した際、職員が抱えていた右腕を引き抜くなどしたため、他人に危害を加えるおそれがあると判断し、第一種の手錠を両手後ろに使用した」と回答している。

確かに、法78条は他人に危害を加える行為をするおそれがあるときは手錠の使用を認めており、被収容者の抵抗の態様・程度に照らして、手錠を使用できる場合があることは刑務所側の主張のとおりである。

しかしながら、本件について検討するに、①そもそも保護室収容要件を充足していなかったのに保護室に収容するために連行したこと、②全身を上下に波打つようにくねらせて抵抗した際に申立人が右腕を引き抜くなどしたとしても、直ちに他人に危害を加えるとは言い難いこと（なぜならば、申立人は両腕、両脚及び腰部を抱えてうつ伏せの状態を持ち上げられている状態なのだから、右腕を抜いたとしてもその他の部位は拘束されており危害を加えることが可能な姿勢とは言い難い）、③本件一連の経過に照らして、申立人が扉を叩くことはあっても、職員に対して直接暴力を振るおうとした事情が見いだし難いこと等に照らせば、法78条1項2号の要件を充足していたとは言えない。

よって、本件で保護室連行時に手錠を使用したことは、違法で

あり，憲法の保障する人身の自由を侵害するものである。

4 以上のことから，主文のとおり勧告を行う。

以 上